

◆滞在先（名簿登録地以外）での不在者投票のしかた

琴平町の選挙人名簿に登録されており、他市区町村に滞在している方へ

1. 不在者投票に必要な書類の作成

あなたが「投票用紙等請求書兼宣誓書」に、必要事項を記入します。

※「不在者投票請求書兼宣誓書」は選挙が近づきますとホームページ上に掲載する予定です。ダウンロードし、必要事項を記入してください。

※送付先である「現住所または送付先」欄はできるだけ詳しく記入してください。
(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号〇〇アパート〇〇号室など)

2. 不在者投票用紙等の請求

あなたが「投票用紙等請求書兼宣誓書」を琴平町選挙管理委員会へ直接持参または適当な封筒に入れ郵送します。(封筒に赤字で「**選挙事務**」と記載すると早く届きます。)

【送り先】 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10
琴平町選挙管理委員会 宛

3. 不在者投票用紙等の交付

「投票用紙等請求書兼宣誓書」に記載された「現住所または送付先」へ、投票用紙等が郵送されます。

※送られた不在者投票証明書を開封したり、あらかじめ投票用紙に記入したりすると無効になってしまいますので、ご注意ください。

4. 不在者投票所での投票

あなたが滞在先の市区町村の選挙管理委員会（不在者投票所）へ、不在者投票証明書と投票用紙の入った封筒をそのまま持参します。(※滞在先の市区町村の選挙管理委員会の執務時間内)

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

5. 不在者投票の送致

滞在先の市区町村の選挙管理委員会が、琴平町の選挙管理委員会へ投票用紙を送付します。これで、投票が終了します。

※投票用紙を郵送するため時間がかかります。余裕を持ってお早めに不在者投票を行うことをお勧めします。

お問い合わせ先 琴平町選挙管理委員会 ☎0877-75-6700